

◇大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 乳児等通園支援事業を行う保育所に浪速第1保育所及び加島保育所を追加することにしました。
- 2 この規則は、令和7年7月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部保育所運営課)